

給湯器工事の取り扱いについて

給湯器の交換工事を行う場合、改修前後の給湯器の種類の組み合わせにより、工事種別が特定性能向上工事、またはその他性能向上工事になるもの、補助対象にならないものがあります。

高効率給湯器については、補助基準^{注1}を満たし、かつリフォーム前から効率が向上していることがわかる場合のみ補助対象となります。したがって、補助基準を満たしている高効率化等設備であることを様式8上に明記してください。また、改修前後の給湯器の性能を確認する^{※2}ために、改修前後の給湯機について、カタログを添付するか、「メーカー名」と「品番」の分かる資料を添付、又は「メーカー名」と「品番」を平面図等に記入してください。

下記により、どのパターンにあたるかをご確認ください。

注1: 補助基準とは、補助金の対象となる設備機器の基準で、評価基準とは異なります。具体的には、『交付申請等マニュアル「別表-6 単価積上方式に係る補助対象工事の単価」の考え方』のP2、各設備機器の備考欄に記入されている効率等のことであり、原則としてこれを上回る設備を導入する場合に補助対象となります。

注2: 新たに設置する給湯機の効率が補助基準を満たしていることは、カタログ等で確認することができます。また、一部の商品については「ストック循環支援事業補助金」の「エコリフォーム対象製品検索」を活用することも可能です。(インターネット上で、「ストック循環支援事業補助金」と検索し、事務局HPを表示してください。トップページの一番下にあるその他のコンテンツの「エコリフォーム対象製品検索」をクリックし、ページ内にある対象製品を選択し、リストの中に申請されている設備機器があることを確認してください。)

A. 改修タイプの場合

下図パターン1～3の場合に補助対象となります。下図パターン3の場合はその他性能向上工事とします。

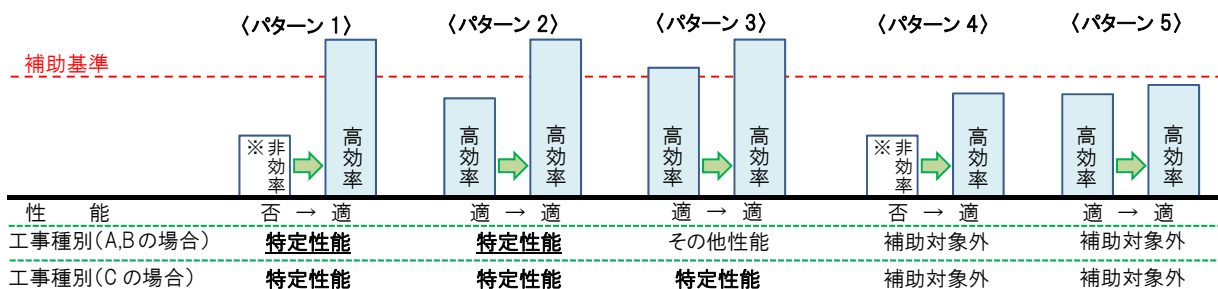
B. 外皮の断熱性能の計算により基準への適合を確認する場合

外皮平均熱貫流率等の計算又は仕様基準(断熱等性能等級)により基準への適合を確認する場合、基準適合に給湯器の種別は関係ありませんので、Aと同様の方法で補助対象となるか判断します。

C. 一次エネルギー消費量の計算により基準への適合を確認する場合

一次エネルギー消費量の計算により基準への適合を確認するものについては、より性能の高いもの、かつ補助基準を満たすものへ交換することで、住宅全体の設計一次エネルギー消費量を削減される場合には特定性能向上工事と扱います。したがって、下図パターン3の場合も特定性能向上工事とします。

図: 給湯器工事のパターン



※リフォーム後が非効率のもの、リフォーム前より性能が下がるものについては、補助対象外。

※非効率: 潜熱回収型、ヒートポンプ型等ではない従来型給湯器を指す。